

令和2年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和2年3月3日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和对策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 議案第 2 号 安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3 号 安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 4 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 号 安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 8 号 安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 9 号 令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について
- 第 12 議案第 10 号 令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）について
- 第 13 議案第 11 号 令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について
- 第 14 議案第 12 号 令和 2 年度安堵町一般会計予算について
- 第 15 議案第 13 号 令和 2 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第 16 議案第 14 号 令和 2 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 17 議案第 15 号 令和 2 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第 18 議案第 16 号 令和 2 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第 19 議案第 17 号 令和 2 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 20 議案第 18 号 令和 2 年度安堵町水道事業会計予算について
- 第 21 報告第 1 号 令和 2 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今から、令和2年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は8名でございます。

島田議員からは本日の会議を欠席する旨、届け出されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） マスクのままで失礼いたします。皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 令和2年第1回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

まずは、開会に先立ちまして、昨年4月に執行されました統一地方選における当町元職員の公職選挙法違反、そしてその後の当町元農業委員会の会長及び元職員が関与した農地法違反が刑事事件に至ったことを極めて重く受け止め、町民及び関係者の皆さま方に深くお詫びを申し上げるところでございます。

今後につきましては、全町的な問題として捉え、公務員が公正にその職務を遂行するために必要不可欠な根拠法令の遵守と適正な事務執行の徹底により職員の綱紀粛正を図り、再発防止に取り組む所存でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、新型コロナウイルスが地球規模で問題となっている厳しい時期ではございますが、一方で梅の便りが全国から届き、そして東大寺二月堂の修二会、いわゆるお水取りが始まり、やがて大和路に本格的な春が訪れてまいります。

加えまして、本年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される年であり、奈良県におきましても4月12日から13日にかけて聖火リレーが実施される予定でございます。本大会で実施される競技で、人々を感動させる名場面が数多く生まれることを今から期待するところでもございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございます。報告案件が1件、人事案件が1件、条例の一部改正案件が7件、令和元年度補正予算と令和2年度当初予算案件と合わせまして、合計19件でございます。

まずは、令和2年度当初予算の概略を申し述べさせていただきます。当町といたしましては、持続可能な財政運営を行うために、令和元年11月に策定した「財政健全化計画」に基づき、すぐに実行可能なもの、中長期的な展望によるもの等精査し、特色のあるまちづくりの推進に向けた予算編成に努めてきたところでございます。

一般会計の総額は37億円で、前年度に比べ4億3,000万円(13.1%)の増加となります。これは、町のごみ処理施設解体事業等の臨時的経費が突出したことによるものでございます。

予算編成方針に基づく主だった戦略ごとに説明をさせていただきます。

はじめに「子育てと教育」について、でございます。「～安心して子育てができる環境と豊かな教育のために～」を掲げて、町立学校読解力向上事業、学校給食センター整備、ICT機器整備を計上し、繰越事業であります小学校トイレ改修事業、GIGAスクール構想事業を継続実施いたします。

次に「安全・安心の地域づくり」について、でございますが、「～災害に強いまちづくりのために～」を掲げて、計画最終年となる防犯カメラ設置工事、J-ALERT機器改修業務、県の見直しに伴うハザードマップ更新事業、氾濫解析調査等防災ため池整備事業等の経費を計上しております。

最後に「生活環境の向上」といたしまして、「～生活基盤の整備、推進による、住みやすいと感じるまちへ～」を掲げて、ごみの分別による減量化、ごみ処理施設解体事業等の経費を計上いたしました。企業会計になりますが、上水道事業の県水100%移行に伴う経費も計上いたしております。

以上のとおり地方創生の趣旨に基づき、予算編成方針の【3つの戦略】を中心に、当町の将来に向け必要な経費を計上しております。

加えて、日常業務に必要な経費も予算計上いたしております。

以上が一般会計予算でございます。

次に特別会計予算について、でございます。国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計（保健事業勘定）、最後に後期高齢者医療特別会計、それぞれの特別会計に予算を計上したところでございます。

ご存知のとおり、特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと存じております。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、ご審議、ご承認、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

議長（森田 瞳） 只今、町長の方から冒頭の、開会の挨拶がございました。

暫時、休憩いたします。

休 憩（午前10時07分）

再 開（午前10時15分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

西本町長より、ご挨拶の補足がございます。よろしく願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 先ほどの、冒頭の挨拶の中で、新型コロナウイルスが地球規模で蔓延している、ということをお話させていただきました。若干、当町の状況についても補足をさせていただきたいと思っております。

首相の発言によりますと、「今週頭から学校、小・中・高、いわゆる学校については休校し

ていただくことが望ましい。」という話がございました。当町といたしまして、慎重に審議をさせていただいた結果、火曜日、今日から一斉に小学校・中学校、休校させていただくという措置をいたしております。これは若干、首相の話と1日ずれる訳でございます。これは、やはり当町のいろんな休校に至るプロセス、これをきっちり整理した上で、ということでございますので、今日から一斉休校させていただいております。

で、その後、じゃあその後どうなっていくのかということ、それから、学校以外の施設はどうしていくのかということ、これも早急に結論を出す予定にしております。ほぼ、こちら方針を固めておりますので、できる限り今日、そのことにも触れていきたいと思っております。

そういうことで、その後の詳細につきましては、一応、教育長の方から説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(「議長」という声あり)

議長(森田 瞳) ちょっと待ってください。

今、町長の方から補足的に挨拶の中でご説明いただきました。このことに関連いたしまして、教育長の方ですね、学校関係の休みに入った経緯、そして前に控えております卒業式の内容についての考え、また今、町長もおっしゃられましたように各施設がございます。町の施設がございますけども、この辺についての開放するのかもしれないのか、ということの内容につきましても、教育長の方から詳細につきまして、説明を乞うと思っておりますので、教育長よろしく願いいたします。

教育長(辰己秀雄) はい。

議長(森田 瞳) はい。教育長。

(辰己教育長 登壇)

教育長(辰己秀雄) マスクのままで失礼いたします。今、町長の方からご報告ございましたとおり、先週末に臨時の教育委員会を開催をさせていただきました。異例ではあるのですが、その時は町長そして副町長もお入りいただき、さらには、こども支援課等も入っていただいて、当面の首相の要請にどう応えるかという会議をさせていただきました。

そこで、その時点では首相の要請としては3月2日からという中身でございましたが、そういう判断をした時の学校現場の状況はどうなっていくのかという審議もさせていただきますし

た。そこで、できれば、現場の実情としては、1日猶予を賜りたいという要望がございました。それは保護者の方々もお勤め先等の調整等も必要になってきますでしょうし、単に休むだけでは無くて子供に、その間どういう生活をするのか、どういう学習課題を提示できるのか、というようなこともございましたし、その諸連絡等の時間もいただきたいというご要望が大きかった訳でございます。

そこで、特に中学校の方は生駒郡内全て連携を取り合って進めていこうという、この間協議をしておりましたので、停止をいつからするか、ということについても、できるだけ歩調を合わせたいというふうに考えておりました。

そこで、各生駒郡内の様々な状況も勘案する中で、中学校において期末テストを実施できていないのが、安堵町だけであるということがわかりまして、できれば他の町内の中学校は既に終えている段階ということでございました。できますれば、それをできれば3月2日に実施したいという申し出がございました。

そのような諸般の事情によって3月3日から休校という措置をさせていただこうと。住民の方々、保護者の方々には大変なご苦勞をかける訳ですが、そういう形で進めようということになりました。

更に卒業式に向けても、これまで町内と校長等の協議を進めておりましたが、県の高等学校の卒業式が1日に開催されておりましたので、その開催の状況等も勘案しながら、考えていこうという方向でございました。

そこで、方向としては、県立高校も実施されましたので、本町といたしましても卒業式は最低限の規模、規模は縮小するけれども実施していこうという考えで、一応共通認識を図りました。

ただ、その内容につきましては、来週の月曜日にPメールで保護者の方々に詳細については、その短縮の仕方の方法、ご参加いただく方法等については、Pメールでご案内させていただき、さらには来賓の方々につきましても、その参加は、無しという形の方向性についても再度、申し訳ないですが、というお断りの連絡を書面で月曜日にさせていただくという運びになっております。

更に10日の日に校長会も開催する予定でございますので、当面、方向性として1週間ごとにそのような会合を持たせていただいて、長期的な展望を本来、持たなければならないのですが、その都度情勢が大きく変わる可能性もありますので、定期的に校・園長会を持ちながら、当面の課題を一つずつ埋める努力をしてまいりたいと考えております。

今現在で進めております、卒業式そして学校の対応については以上のような経過でございます。

(「施設について」という声あり)

教育長(辰己秀雄) それと、施設の使用については、第1回の協議を昨日持たせていただきました。

更に、生駒郡の状況も収集いたしまして、今日この会議が終わりまして午後2回目の協議を持たせていただく予定です。現状といたしましては、特に体育館あるいはトレーニングルームなどは、ある程度密閉された所で、寒い時期ですので窓を開けてという訳にも、なかなかいきませんので、そのような状況を若干心配しております。

更に、生駒郡内でもそういう場所を開けている所と閉じている市町村が少し、差異がございますので、担当者から聞きますところ、少し他市町村から使えない方々が、使える安堵町へという流れがあるように聞いておりますし、今日から安堵町においても登校無しという形になっておりますが、意外と一旦家でできるだけ外出は控えるようにというお願いは、しておりますが、そういう所に子供たちが少し集まっている傾向もございますので、今日午後、各施設の使用についても教育委員会だけではなく、町当局とも連携をしながら、方針を立てていきたいと思っております。

若干、今のところ、今のまま開けたままということでは非常に厳しい見立てをしております。そのことも踏まえて今日午後協議をさせていただきたくて、できるだけ早く住民の方々にもお知らせできるようにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長(森田 瞳) 只今、町長そしてまた教育長の方から報告をいただきましたとおりでございますけれど、今の内容についてのことに関しまして、皆さんご意見ございますでしょうか。説明で了解いただけましたでしょうか。

町長(西本安博) よろしいですか。

議長(森田 瞳) はい。町長どうぞ。

町長(西本安博) 自席から失礼いたします。今日また、施設についての使用状況については、詰めて結論を出すということになっております。明日、一般質問ございますがその前に、皆さんお揃いの時にその結果をもう一度ご報告申し上げたいと思います。

基本的には閉鎖ということの結論は付けていきたいと思いますが、一応まあプロセスだけはちゃんとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長(森田 瞳) 以上でございます。そしたら会議を進めてまいりますので、よろしくお願ひいた

します。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、4番 山岡敏議員、5番 福井保夫議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から13日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の、会期は本日から13日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） おはようございます。総務課、吉村でございます。よろしく願いいたしま

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意されました。

議長(森田 瞳) 日程第4 議案第2号「安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長(吉村良昭) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務部長。

(吉村総務部長 登壇)

総務部長(吉村良昭) それでは、議案第2号「安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行によりまして、地方自治法の条項ずれに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

条例第10条で引用しております「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に繰り下がることに伴う改正でございます。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町監査委員条例の一部を改正する条例について

安堵町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

ご審議、ご可決のほど、よろしく願いいたします。

（吉村総務部長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第3号「安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい。議長。

議長（森田 瞳） 吉村総務部長。

(吉村総務部長 登壇)

総務部長（吉村良昭） それでは、議案第3号「安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行によりまして、法の題名が改称されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

条例第6条第2項で引用しております「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条」に法の題名改称及び法の条項ずれに伴う改正でございます。

なお、この条例の施行日は公布の日からでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務部長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、地方公務員法のサービスに関する各規定が会計年度任用職員にも適用されることを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

条例第2条に第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓は任命権者が、別段の定めをすることができる旨の規定を追加するものでございます。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務部長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本改正につきましては、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、特別職の非常勤職員の範囲を厳格化する必要があるため、報酬及び費用弁償を規定している別表を改正するものでございます。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、投票所等における投票管理者等の報酬を国の基準に準じて改正するものでございます。

また、教育委員会委員及び監査委員の報酬を近隣の町及び類似団体の状況を踏まえ改正するものでございます。

改正内容につきましては議案書の新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の5ページをご覧ください。まず会計年度任用職員制度創設に伴いまして、条例で規定する必要がある特別職の非常勤職員の区分でございます。

左側の現行の欄の一番上の22番の「社会教育指導員」でございますけれども、4月から創設されます会計年度任用職員となりますので、削除いたします。

次に、左側の現行の欄の一番下の28番の前項までに掲げる者以外の者に区分されている特別職の非常勤職員を今回の改正で厳格化する必要があるため、現在町の条例で規定しております、各種委員会委員等の特別職の非常勤職員を右側の改正後（案）の27番の「個人情報保護審査会委員」から新旧対照表の最後のページの47番の「統計調査員」までを条例で規定する必要がある特別職の非常勤職員の区分として、追加するものでございます。

次に新旧対照表の1ページに戻っていただきまして、1番の「教育委員会委員」の報酬を近隣の町及び類似団体の状況を踏まえまして、年額15万円を月額2万円に改正いたします。

次に新旧対照表の2ページをご覧ください。7番の「監査委員」の報酬でございます。昨年

10月より監査委員に就任していただきました、代表監査委員につきましては、財務管理や企業会計にも精通された税理士の方でございます。近隣の町で、税理士が監査委員をされている所の状況を踏まえまして、識見を有する者から選任された委員の報酬を年額18万円から月額4万円に、また議会議員から選任された委員の報酬につきましても、近隣の町及び類似団体の状況を踏まえまして、年額10万円を月額1万3,000円に改正いたします。

最後に、同じく新旧対照表の2ページの8番「選挙長」から新旧対照表の3ページの「立会人」までの報酬を国の基準に準じて改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

（吉村総務部長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第6号「安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい。議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 改めましておはようございます。総合政策課 富井でございます。

それでは、議案第6号「安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」ご説明

をさせていただきます。

ふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税は、生まれ育った故郷や応援したい自治体を選んで寄附することで、所得税、住民税の寄附控除を適用できる制度です。寄附目的を見直し、より柔軟に意欲的に事業に充当できるようにすることで、ふるさと納税事業の一層の活性化のため条例整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条では、幅広く基金を活用できるよう目的を改正いたします。

第2条、事業区分では活用する事業にあたってより柔軟な対応のため規則で定めることとし、第3条から次のページの第7条まで前文の第2条、事業区分の規則への移行に伴う条ずれの改正及び文言の整備を行います。

第7条では、新たに繰替運用の規定を追加し、第9条で、その他必要な事項は規則で定めることとして、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号

安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について

安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降の本文につきましては先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。以上でございます。

どうぞご審議、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第6号は先般、議会運営委員会協議の結果、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって議案第6号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員長よろしくお願ひいたします。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) おはようございます。住民課、増田でございます。議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本件につきましては、国民健康保険の運営主体である奈良県が、国民健康保険運営方針により示した令和2年度国民健康保険標準保険料及び税率並びに事業納付金を基に、所要の条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本町の国民健康保険の健全な運営のため国民健康保険税率等の改正を行うものです。

詳細につきましては、議案書の3ページ目、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第4条、医療分基礎課税分の被保険者均等割額を被保険者一人につき2万3,000円から2万5,000円に改めます。

第5条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の2.8から100分の3.2に改めます。

第6条、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を一人につき8,000円から1万円に改めます。

第7条、介護納付金課税額の所得割額の税率を100分の2.5から100分の3.2に改めます。

第8条、介護納付金課税額の被保険者均等割額を一人につき1万円から1万5,000円に改めます。

第22条は、国民健康保険税の軽減額の規定で、第1号では国民健康保険税額の7割軽減額を規定しております。2ページ目、同条同号アの医療分基礎課税額の被保険者均等割軽減額を1万6,100円から1万7,500円に改め、同条同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割軽減額を5,600円から7,000円に改め、同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を続きの3ページ目1行目ですが、7,000円から1万500円に改めます。

同条第2号では、国民健康保険税額の5割軽減額を規定しておりまして、同条同号アの医療分、基礎分ですけれども課税額の被保険者均等割軽減額を1万1,500円から1万2,500円に改め、同条同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割軽減額を4,000円から5,000円に改め、同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を5,000円から7,500円に改めます。

続きまして4ページ目です。同条第3号では、国民健康保険税額の2割軽減額を規定しており、同条同号アの医療分課税額の被保険者均等割軽減額を4,600円から5,000円に改め、同条同号ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割軽減額を1,600円から2,000円に改め、同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を2,000円から3,000円に改めます。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

ご審議、ご可決、よろしくお願いいたします。

（増田住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第7号は過日の議会運営委員会協議の結果、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議、ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第8号「安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業課長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。溝本産業課長。

（溝本産業課長 登壇）

産業課長（溝本貴宏） おはようございます。産業課、溝本でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第8号「安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、条例で定める必要のある委員の定数を変更するため所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては令和2年7月に農業委員会の改選に伴い安堵町農業委員会の委員の定数を15人から13人に変更するものでございます。

詳細につきましては、議案書3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条安堵町農業委員会の委員の定数「15人」を「13人」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は令和2年7月20日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第8号

安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日 提出

安堵町長 西本 安博

産業課長（溝本貴宏） 次のページの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛

させていただきます。

ご審議、ご可決のほど、よろしく願いいたします。

(溝本産業課長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

議長（森田 瞳） ちょっとここ、内容に関しまして教えていただきたいんですけど、課長。

この委員の定数に関する条例の一部改正、これ15名を13名に改正されるということでございますけども、この定数、3年前の農業委員会法の改正によりまして、行政が推薦・指名するというようになっておるはずでございます。で、今年7月にその3年が来まして、7月から施行されるということでここに付記されておりますけども、この農業委員の応募制、各団体からの応募制ということもその3年前から入って来ておるはずでございます。各団体からの応募。これの締め切りはまだ安堵町はまだ、なさってませんか。

産業課長（溝本貴宏） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。溝本産業課長。

産業課長（溝本貴宏） 自席より失礼いたします。応募等の周知につきましては4月の広報及びホームページに掲載させていただく予定をしております。以上です。

議長（森田 瞳） はい。その内容につきまして、予定では4月の広報に掲載されるということで、期限は、それは何日までということの期限付きが条件になるんですね。

産業課長（溝本貴宏） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。溝本産業課長。

産業課長（溝本貴宏） 受付の期間につきましては4月1日から4月28日を予定しております。

議長（森田 瞳） はい。了解しました。ありがとうございます。

他に質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第9号「令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。

それでは、議案第9号「令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」ご説をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,913万6,000円を追加し、歳入歳出総額を34億6,496万5,000円といたします。

今回の補正理由につきましては、大きく4つございます。一つ目といたしましては、勸奨退職者による退職手当組合負担金の増額補正。

二つ目といたしまして、障害者医療費及び障害者自立支援給付費の増加に伴う、扶助費の増額補正。加えまして、過年度自立支援給付費超過交付に伴う償還金の増額補正、並びに介護保険特別会計、国民健康保険特別会計への繰出金の増額補正でございます。

三つ目といたしましては、国の補正予算に伴うため池のハザードマップ作成のための簡易氾濫解析業務追加に係る増額補正でございます。

四つ目といたしましては、小学校大規模改造事業として学校施設環境改善交付金追加要望の内定に伴いトイレ改修工事の増額補正及び国の補正予算に伴うGIGAスクール構想整備事業に伴う増額補正でございます。

それでは、詳細を予算書により説明をさせていただきます。

予算書の16ページをご覧ください。歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、退職手当負担金として850万円の増額補正でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 医療対策費におきまして、心身障害者医療費扶助として300万円の増額補正で県費2分の1の補助、残り繰越金をもって充当いたします。7目 介護保険事業におきまして、繰出金として23万9,000円の増額補正でございます。8目 自立支援給付費におきまして、障害者の介護給付費、訓練等給付費で330万9,000円、障害者医療費で132万8,000円これにつきましては、国庫2分の1、県費4分の1の補助、残り繰越金を充当いたします。

次に、過年度精算に伴う償還金として239万8,000円の増額、11目 国民健康保険財政支援費におきまして、財政支援繰出金249万1,000円、事務費等繰出金として304万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、2項 児童福祉費、2目 こども園費におきましては、地方債を活用するための財源更正でございます。

次に18ページをお願いいたします。5款 農林水産業費、1項 農業費、4目 土地改良

事業費におきまして、防災ため池整備事業業務委託として210万2,000円の増額補正で国庫100%の補助でございます。

次に、9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費におきまして、GIGAスクール構想整備事業に伴う電算整備委託4,658万5,000円及びパソコン等購入費1,638万6,000円や安堵小学校トイレ改修工事に係る設計管理970万円、工事費4,991万8,000円等合わせまして1億2,270万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、補正予算書10ページにお戻りください。歳入でございます。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金として170万4,000円、障害者医療費負担金として66万4,000円の増額補正でございます。

2項 国庫補助金、4目 農林水産業費国庫補助金で、農村地域防災減災事業補助金として210万2,000円、6目 教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金として1,661万1,000円の増額補正でございます。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として2,430万円、公立学校情報機器整備費補助金として1,215万円の増額補正でございます。

続きまして補正予算書12ページをお願いいたします。

15款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費負担金におきまして、障害者自立支援給付費負担金として85万2,000円、障害者医療費負担金として33万2,000円の増額補正でございます。

2項 県補助金、1目 民生費補助金におきまして、心身障害者医療費補助金として150万円の増額補正でございます。

次に、19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金におきまして、3,692万1,000円の増額補正で、財源更正等調整のための増額補正でございます。

次に、21款 町債、1項 町債、2目 民生債におきまして、緊急防災・減災事業債として170万円の増額補正、3目 農林水産業債におきまして、一般単独事業債から一般補助施設整備事業債への起債変更に伴う財源更正でございます。

次に、補正予算書14ページをお願いいたします。5目 教育債におきまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債として、3,270万円、学校教育施設等整備事業債として、2,430万円の増額補正でございます。

従いまして、補正予算書5ページにお戻りください。第三表 地方債補正をご覧ください。

まず、小学校トイレ改修事業を目的とする起債の限度額を3,270万円といたします。

次にGIGAスクール構想事業を目的とする起債の限度額を2,430万円とし、合計5,700万円の限度額の追加補正でございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

緊急防災・減災事業として限度額を1,090万円から補正後1,260万円に。

九十六石井堰改修事業の限度額を2,290万円から補正後1,620万円に変更させていただきます。

また、4ページにお戻りいただきまして、第二表 繰越明許費をご覧ください。

翌年度への繰越事業といたしまして、当初予定をいたしておりました、九十六石井堰改修事業及び、本補正でお願いをいたします、ため池整備事業を合わせました、農林水産業費 農業費におきまして、土地改良事業6,348万2,000円、次の土木費 土木管理費におきまして、土木全般整備事業63万7,000円、道路橋梁費におきまして、町単独道路維持補修費1,100万円、都市計画費におきまして、都市公園維持管理事業として900万円、教育費 教育総務費、安堵小学校大規模改造事業5,431万8,000円、GIGAスクール構想事業6,838万4,000円が、いずれも事業完了が翌年度となるため合計2億682万1,000円を次年度に予算を繰越いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第9号

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,913万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,496万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長(富井文枝) 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入の部。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億5,663万9,000円、補正額236万8,000円、計1億5,900万7,000円。

2項 国庫補助金、補正前の額1億1,483万4,000円、補正額5,516万3,000円、計1億6,999万7,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億288万5,000円、補正額118万4,000円、計1億406万9,000円。

2項 県補助金、補正前の額4,468万6,000円、補正額150万円、計4,618万6,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額2,128万円、補正額3,692万1,000円、計5,820万1,000円。

21款 町債、1項 町債、補正前の額1億5,000万円、補正額5,200万円、計2億200万円。

歳入合計。補正前の額33億1,582万9,000円、補正額1億4,913万6,000円、計34億6,496万5,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億2,292万4,000円、補正額850万円、計4億3,142万4,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億1,940万6,000円、補正額1,583万2,000円、計6億3,523万8,000円。

2項 児童福祉費、補正前の額3億3,238万3,000円、補正額0、計3億3,238万3,000円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、補正前の額1億2,859万1,000円、補正額210万2,000円、計1億3,069万3,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億47万5,000円、補正額1億2,270万2,000円、計2億2,317万7,000円。

歳出合計。補正前の額33億1,582万9,000円、補正額1億4,913万6,000円、計34億6,496万5,000円。

次のページ以降の第二表 繰越明許費、第三表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

ご審議、ご可決のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま、11時10分でございます。

11時25分まで、暫時、休憩いたします。

休 憩（午前11時11分）

再 開（午前11時25分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第12 議案第10号「令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長（増田篤人） 住民課、増田でございます。議案第10号「令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、国保財政安定化支援事業、国民健康保険財政の健全化及び税負担の平準化のため一般会計から国民健康保険特別会計に繰出することにより国保財政の安定を

図る制度でございますが、財政安定化支援事業繰出金の国の算定額が昨年度よりも増額したこと及び臨時職員の人件費等の増加により職員給与費等繰入金算定額が増加したことに伴い一般会計から繰入する額が増額となり、国民健康保険特別会計の財源更正を行うための補正予算でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書の4ページをお願いいたします。

歳入の部。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税で△554万円の減額。

5款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金で554万円の増額とする財源更正でございます。

これは国民健康保険財政安定化繰入金及び職員給与費等繰入金の増額によるものでございます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第10号

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第10号

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長 (増田篤人) 次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、補正前の額1億7,217万6,000円、補正額△554万円、計1億6,663万6,000円。

5款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額6,582万7,000円、補正額554万円、計7,136万7,000円。

歳入合計。補正前の額10億1,416万4,000円、補正額0円、計10億1,416万4,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

(増田住民課長 降壇)

議長 (森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第11号「令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）

補正予算（補正第3号）について」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（辻井弘至） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井健康福祉課長。

（辻井健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（辻井弘至） おはようございます。健康福祉課の辻井です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号「令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」ご説明をさせていただきます。

本補正につきましては、1つ目といたしまして、令和2年6月より特定個人情報データ標準レイアウトの改版への対応に伴うシステム改修が必要となったための補正でございます。

2つ目といたしまして、介護保険法第122条の3第1項に基づき、第1号被保険者に対する自立支援、重度化防止に関する取り組み支援に対する交付額が確定したための財源更正を行うための補正でございます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費におきまして、先ほどシステム改修が令和2年6月より特定個人情報データの改版に伴うシステム改修による補正でございます。補正額といたしまして71万5,000円でございます。

1ページ戻っていただきまして7ページ、8ページをお願いいたします。

中段、3款 国庫支出金、2項 国庫補助金におきまして、先ほどのシステム改修による国庫補助でございます。補正額として47万6,000円でございます。

一番下、6款 繰入金、1項 一般会計繰入金により23万9,000円を繰入いたしまして、合計71万5,000円で電算システムの改修を行うものでございます。

続いて7ページ、8ページでございます。

1款 保険料、1項 介護保険料におきまして、1目 第一号被保険者保険料を△117万円の補正でございます。

それにつきまして、3款 国庫支出金、3項 介護保険制度運営推進費、1目 保険者機能強化推進交付金といたしまして、補正額117万円が歳入として入ってきております。それによる財源更正を行うものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（辻井弘至） 続きまして、めくっていただきまして補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第11号

令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）

令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億268万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（辻井弘至） 2ページの第1表 歳入歳出予算補正。歳入の部でございます。

1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額1億7,691万9,000円、補正額△117万円、計1億7,574万9,000円。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額4,069万6,000円、補正額47万6,000円、計4,117万2,000円。

同款、3項 介護保険制度運営推進費、補正前の額1,000円、補正額117万円、計117万1,000円。

6款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額1億1,388万8,000円、補正額23万9,000円、計1億1,412万7,000円。

歳入合計。補正前の額8億197万円、補正額71万5,000円、計8億268万5,000円。

続いて3ページの方お願いいたします。歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額149万7,000円、補正額71万5,000円。

歳出合計。8億197万円、補正額71万5,000円、計8億268万5,000円でございます。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上、ご審議、ご可決のほどよろしくお願いいたします。

(辻井健康福祉課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第14 議案第12号「令和2年度安堵町一般会計予算について」から日程第20 議案第18号「令和2年度安堵町水道事業会計予算について」まで以上7議案について、一括議題といたします。

なお、後ほど予算審査特別委員会の設置することに関しまして委員にお諮りをいたしますけれども、今日の説明につきましては、予算審査特別委員会に付託する予定をしておりますので、概略の説明だけで結構でございますので、申し添えます。

提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号から議案第18号、令和2年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を議会に提出するものでございます。

始めに一般会計予算についてでございます。国内では、緩やかな景気回復が期待されるものの、消費税率引き上げ等、消費者マインドの動向に留意することが必要とされ、地方におきましても、引き続き経費全般について節減合理化に努めるよう求められており、本町におきましても、令和元年11月に策定いたしました「財政健全化計画」に基づき、すぐに実行可能なもの、中長期的な展望によるもの等を精査し、着実な実行が求められる中、補助金、地方債の最大限の活用及び、繰入金等、財源確保に努め予算編成を行ったところでございます。

予算につきましては、消費税増税に係る増額及び、社会保障関係の自然増に加え、ごみの広域化等に向けた経費、2学期から開始を予定しております給食センター整備等の経費を盛り込みました。

一方、財源の確保にあたりまして、消費税率の改正により消費税交付金等の増収を見込むものの、焼却施設解体等に伴う国の交付金の最大限の活用や、より有効な地方債の活用を努めたところでございます。

それでは予算書1ページをご覧ください。議案書を朗読いたします。

議案第12号

令和2年度安堵町一般会計予算

令和2年度安堵町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（会計年度任用職員に係るものは除く。）に係る予算限度額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月3日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に特別会計予算でございます。議案第13号の国民健康保険特別会計は、県単位化3年目を迎えての計画的保険料改正予算となっております。

予算書133ページをご覧ください。

議案書第1条第1項のみを朗読いたします。

議案第13号

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,390万円と定める。

次に、議案第14号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は、令和2年度で公債費(元金)の償還が終了することから、特別会計として最終年度とする予算でございます。

それでは予算書161ページをご覧ください。

議案第14号

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40万5,000円と定める。

続きまして、議案第15号の下水道事業特別会計予算でございます。

予算書173ページをご覧ください。

議案第15号

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億246万1,000円と定める。

続きまして、議案第16号の介護保険特別会計(保険事業勘定)は、第7期計画の最終年度の予算となっております。

予算書193ページをご覧ください。

議案第16号

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,471万8,000円と定める。

続きまして、議案第17号の後期高齢者医療特別会計予算でございますが、二年に一度の奈良県後期高齢者医療広域連合による保険料率見直し年度として保険料改正予算となっております。

予算書227ページをご覧ください。

議案第17号

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億721万円と定める。

最後になりましたが、議案第18号の令和2年度安堵町水道事業会計予算についてでございます。

別冊子の水道事業会計予算書をご覧ください。

令和2年度からの県水100%転換を予定しております。

議案第18号

令和2年度安堵町水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定に基づき、令和2年度安堵町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

総合政策課長(富井文枝) 予算書1ページをお開きください。中段でございます。

水道事業費用1億8,892万7,000円。

続きまして2ページ目をご覧ください。

資本的支出4,831万4,000円。

合計をいたしました総額は2億3,724万1,000円で前年度対比290万3,000円の増、1.2%の増となっております。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を合わせました令和2年度予算総額は5億7,869万4,000円で前年度よりも5億1,015万3,000円、9.5%の増でございます。

以上令和2年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) 一括して、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第12号につきましては、議長を除く8名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって議案第12号は、議長を除く8名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第13号から議案第18号までの6議案について、議長を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第13号から議案第18号までの6議案については、議長を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） ただいま設置されました、各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、只今11時50分です。5分間休憩いたします。

休 憩（午前11時50分）

再 開（午前11時55分）

議長（森田 瞳） 休憩に引き続きまして再開いたします。会議を開きます。

先ほど設置されました、予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 福井保夫議員、副委員長 浅野勉議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長 大星成司議員、副委員長 松田勝議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第21 報告第1号「令和2年度安堵町土地開発公社予算の報告について」議題とします。

本案について、報告を求めます。

建設課長（池田佳永） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。池田建設課長。

（池田建設課長 登壇）

建設課長（池田佳永） おはようございます。建設課の池田です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「令和2年度安堵町土地開発公社予算の報告について」ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。令和2年度安堵町土地開発公社の事業計画でございます。

（公有地売却事業）といたしまして、東安堵小集落地区事業用地を1,800万5,000円で、町への売却を予定しております。

次に2ページをお願いいたします。

（公有地取得事業）でございますが、令和2年度におきましては、予定はございません。続きまして、予算につきましてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2条 収益的収入は1,800万6,000円であり、収益的支出は1,800万5,000円でございます。なお差額の1,000円につきましては、受取利息でございます。

第3条 資本的収入といたしまして38万円、これは町からの利子補給金でございます。

次に、資本的支出でございますが1,571万7,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

第4条（借入金）でございますが、その限度額を1,540万円とさせていただいております。

次のページ以降につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

きます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第1号

令和2年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

令和2年3月3日報告

安堵町長 西本 安博

建設課長（池田佳永） 以上、報告とさせていただきます。

（池田建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終結します。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月4日、一般質問、午前10時開会の予定をしております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会
午前11時59分
